

鹿児島県地域介護基盤整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進し、特別養護老人ホーム等の施設整備等を支援するため、予算の定めるところにより「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第64号)、「平成27年度地域介護対策支援臨時特例交付金の交付について」(平成28年2月23日付け厚生労働省発老0223第2号厚生労働事務次官通知)、「平成28年度(平成27年度からの繰越分)地域介護対策支援臨時特例交付金の交付について」(平成28年6月9日付け厚生労働省発老0607第8号厚生労働事務次官通知)及び「医療介護提供体制改革推進交付金の交付について」(平成30年7月10日付け厚生労働省発医政0710第2号, 老0710第1号, 保0710第2号厚生労働事務次官通知)に基づき県が作成する都道府県計画に掲載される整備事業(以下「補助事業」という。)を実施する市町村及び民間事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則(昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金額の算定方法等)

第2条 補助金の交付の対象経費及び補助金額の算定方法は、別表に定めるところとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書

ア 地域密着型サービス等整備等助成事業又は既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業(別記第2号の1様式)

イ 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業(別記第2号の2様式)

ウ 民有地マッチング事業(別記第2号の3様式)

エ 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業又は介護職員の宿舍施設整備事業(別記第2号の4様式)

(2) 申請額算出内訳書(別記第3号様式)

(3) 収入支出予算書(別記第4号様式)

(4) その他必要とする書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に指定する日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

(1) 民間事業者が実施する場合には、次に定める条件を付することとする。

ア 民間事業者が補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとする。

イ 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

エ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

オ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

カ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

キ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

ク 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ケ 民間事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。

コ 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約

においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

- サ 補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書（別記第5号様式）により速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告しなければならない。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の内容申告に基づく報告を行うものとする。

- シ 補助事業を行う者がアからサまでにより付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、県に納付させることがある。

- (2) 市町村が実施する場合には、次に定める条件を付することとする。

ア 市町村が補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとする。

イ 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

エ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

オ 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

カ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

- キ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- ク 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ケ 市町村が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。
- コ 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- サ 補助事業を行う者がアからコまでにより付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、県に納付させることがある。
- (3) 市町村が、民間事業者が実施する事業に対して補助する場合は、次に定める条件を付することとする。
- ア 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- イ 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- ウ 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- エ 市町村が、民間事業者が実施する補助事業に対して、県からの補助金を財源の全部又は一部として助成する場合には、民間事業者に対し次の条件が付されるものとする。
- a 民間事業者が補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとする。
- b 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
- c 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市町村長の承認を受けなければならない。
- d 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

- e 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- f 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- g 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
- h 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- i 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- j 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- k 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、市町村長が定める様式により速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市町村長に報告しなければならない。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。

なお、民間事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

- l 補助事業を行う者がaからkまでにより付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、市町村に納付させるこ

とがある。

オ エにより付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

カ エの g により民間事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があつた場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

キ エの k により民間事業者から仕入控除税額の全部又は一部の納付があつた場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

ク エの l により民間事業者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

2 補助事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分で20%を超える増減
- (2) 補助事業の実施箇所、構造、規模及び工法等の変更

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第7号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 事業変更計画書

ア 地域密着型サービス等整備等助成事業又は既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業(別記第2号の1様式)

イ 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業(別記第2号の2様式)

ウ 民有地マッチング事業(別記第2号の3様式)

エ 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業又は介護職員の宿舍施設整備事業(別記第2号の4様式)

(2) 申請額変更算出内訳書(別記第3号様式)

(3) 変更収入支出予算書(別記第4号様式)

(4) その他必要とする書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書(別記第8号様式)により、変更承認に併せて変

更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書(別記第9号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

(状況報告)

第8条 規則第11条第1項の規定による状況報告は、事業の進捗状況について別記第10号様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月10日までに知事に報告するものとする。

(補助事業の補助金等交付決定前着手)

第9条 補助金の交付申請者が、やむを得ない事情により補助金の交付の決定前に事業に着手する場合には、事前着手承認申請書(別記第11号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、事前着手承認通知書(別記第12号様式)により通知する。

(実績報告)

第10条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第13号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実績書

ア 地域密着型サービス等整備等助成事業又は既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業(別記第14号の1様式)

イ 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業(別記第14号の2様式)

ウ 民有地マッチング事業(別記第14号の3様式)

エ 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業又は介護職員の宿舍施設整備事業(別記第14号の4様式)

(2) 精算額算出内訳書(別記第15号様式)

(3) 収入支出決算書(別記第16号様式)

(4) その他必要とする書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日(補助事業を廃止したときは、その承認を受けた日)から20日以内又は当該年度の3月31日

のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書(別記第17号様式)により行うものとする。

(補助金の交付)

第12条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第18号様式のとおりとする。

2 この補助金は、概算払により交付することができる。

3 規則第16条第3項の概算払申請書は、別記第19号様式のとおりとする。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第21条第2号の規定により知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

財 産 の 種 類	1 民間事業者が実施する事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価30万円以上の機械、器具及びその他財産 2 市町村が実施する事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械、器具及びその他財産
-----------------------	--

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月16日から施行し、平成27年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月4日から施行し、平成28年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年9月9日から施行し、平成28年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年8月14日から施行し、平成29年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月30日から施行し、平成30年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月21日から施行し、令和元年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月21日から施行し、令和2年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月25日から施行し、令和3年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年2月7日から施行し、令和3年12月20日以降の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月27日から施行し、令和5年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年10月23日から施行し、令和6年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年12月6日から施行し、令和6年度予算に係る補助金から適用する。

別 表(第2条関係)

その1 事業メニュー名:地域密着型サービス等整備等助成事業

※第2欄の補助単価については、別途知事が定めるものとする。

1 区 分	2 補助単価	3 単位	4 対 象 経 費 (助成に要する経費)	5 算 定 方 法
地域密着型サービス施設等の整備			地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を含む。その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	第1欄に定める施設等ごとに、第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と、第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額を交付額とする。 ただし、この場合において算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000千円 ～5,280千円 以内	整備床数		
小規模な介護老人保健施設	25,000千円 ～66,000千円 以内	施設数		
小規模な介護医療院	25,000千円 ～66,000千円 以内	施設数		
小規模な養護老人ホーム	2,820千円 以内	整備床数		
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000千円 ～5,280千円 以内	整備床数		
都市型軽費老人ホーム	2,110千円 以内	整備床数		
認知症高齢者グループホーム	15,000千円 ～39,600千円 以内	施設数		
小規模多機能型居宅介護事業所	15,000千円 ～39,600千円 以内	施設数		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000千円 以内	施設数		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000千円 ～39,600千円 以内	施設数		
認知症対応型デイサービスセンター	14,100千円 以内	施設数		
介護予防拠点	10,500千円 以内	施設数		
地域包括支援センター	1,410千円 以内	施設数		
生活支援ハウス	42,100千円 以内	施設数		
緊急ショートステイの整備	1,410千円 以内	整備床数		
施設内保育施設	14,100千円 以内	施設数		
介護施設等の合築等				
・上記事業対象施設の合築・併設	合築・併設する施設それぞれに上記の補助単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる		
空き家を活用した整備				
・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター	10,500千円 以内	施設数		
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備				
・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム	1,330千円 以内	定員数		

災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備			地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。))。 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	第1欄に定める施設等ごとに、第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と、第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額を交付額とする。 ただし、この場合において算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000千円 ～5,280千円 以内	整備床数 ※移転後 床数。た だし、増 員分は対 象外。		
介護老人保健施設	25,000千円 ～66,000千円 以内	施設数		
介護医療院	25,000千円 ～66,000千円 以内	施設数		
養護老人ホーム	2,820千円 以内	整備床数 ※移転後 床数。た だし、増 員分は対 象外。		
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000千円 ～5,280千円 以内	整備床数 ※移転後 床数。た だし、増 員分は対 象外。		
災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備				
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000千円 ～5,280千円 以内	整備床数 ※移転後 床数。た だし、増 員分は対 象外。		
介護老人保健施設	25,000千円 ～66,000千円 以内	施設数		
介護医療院	25,000千円 ～66,000千円 以内	施設数		
養護老人ホーム	2,820千円 以内	整備床数 ※移転後 床数。た だし、増 員分は対 象外。		
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000千円 ～5,280千円 以内	整備床数 ※移転後 床数。た だし、増 員分は対 象外。		

※補助単価は、県予算の範囲内で設定を行うことができることとする。

※施設数を単位として助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、補助単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができることとする。

※離島振興法(昭和28年法律第72号)及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく離島に所在する施設の場合は、第5欄により算出された額に0.08を乗じて得た額を加算することができることとする。

ただし、この場合において算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

その2 事業メニュー名:既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

※第2欄の補助単価については、別途知事が定めるものとする。

1 区 分	2 補助単価	3 単位	4 対 象 経 費 (助成に要する経費)	5 算 定 方 法
既存施設のユニット化改修			特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	第1欄に定める施設等ごとに、第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と、第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額を交付額とする。 ただし、この場合において算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
「個室→ユニット化」改修	1,410千円以内	整備床数		
「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)→ユニット化」改修	2,820千円以内	整備床数		
1 特別養護老人ホームのユニット化 2 介護老人保健施設のユニット化 3 介護医療院のユニット化 (削除)				
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修	865千円以内	整備床数		
(削除)				
(削除)	(削除)	(削除)		
	(削除)			
	(削除)			
介護施設等の看取り環境の整備				
・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	4,130千円以内	施設数		
共生型サービス事業所の整備				
・通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所を含む。) ・短期入所生活介護事業所(介護予防短期入所生活介護事業所を含む。) ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所	1,230千円以内	事業所数		

※補助単価は、県予算の範囲内で設定を行うことができることとする。

※離島振興法(昭和28年法律第72号)及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく離島に所在する施設の場合は、第5欄により算出された額に0.08を乗じて得た額を加算することができることとする。

ただし、この場合において算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

その3 事業メニュー名:介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

※第2欄の補助単価については、別途知事が定めるものとする。

1 区 分		2 補助単価	3 単位	4 対象経費 (助成に要する経費)	5 算定方法		
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費				特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、また、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。	第1欄に定める施設等ごとに、第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と、第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額を交付額とする。 ただし、この場合において算定された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。		
	定員30名以上の広域型施設等					989千円以内	定員数
	・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室						
	・介護老人保健施設						
	・介護医療院						
	・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)						
	・養護老人ホーム						
	・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)						
	・訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)		4,960千円以内			施設数	
	定員29名以下の地域密着型施設等					989千円以内	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数とする。
	・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室						
	・小規模な介護老人保健施設						
	・小規模な介護医療院						
	・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)						
	・認知症高齢者グループホーム						
・小規模多機能型居宅介護事業所							
・看護小規模多機能型居宅介護事業所							
・小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)							
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		16,600千円以内	施設数				
・都市型軽費老人ホーム		496千円以内	定員数				
・小規模な養護老人ホーム		496千円以内					
・施設内保育施設		4,960千円以内	施設数				
(削除)							
(削除)		(削除)	(削除)				

1 区 分		2 補助単価	3 単位	4 対象経費 (助成に要する経費)	5 算定方法
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費				特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費(令和元年5月10日老総発0510第1号・老高発0510第1号・老振発0510第1号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する)。	第1欄に定める施設等ごとに、第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と、第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額を交付額とする。 ただし、この場合において算定された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
定員30名以上の広域型施設等					
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	496千円以内	定員数			
・介護老人保健施設					
・介護医療院					
・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)					
・養護老人ホーム					
・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)					
定員29名以下の地域密着型施設等			定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、宿泊定員数とする。		
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	496千円以内				
・小規模な介護老人保健施設					
・小規模な介護医療院					
・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)					
・認知症高齢者グループホーム					
・小規模多機能型居宅介護事業所					
・看護小規模多機能型居宅介護事業所					
・小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	8,250千円以内	施設数			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所					
・都市型軽費老人ホーム				248千円以内	定員数
・小規模な養護老人ホーム					
・施設内保育施設	2,480千円以内	施設数			
介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費				介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費(印刷製本費、修繕料)、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、旅費、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)又は委託料。	
・介護予防拠点		118千円以内	1か所		

※補助単価は、県予算の範囲内で設定を行うことができることとする。

※離島振興法(昭和28年法律第72号)及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく離島に所在する施設の場合は、第5欄により算出された額に0.08を乗じて得た額を加算することができることとする。

ただし、この場合において算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

その4 事業メニュー名:民有地マッチング事業

※第2欄の補助単価については、別途知事が定めるものとする。

1 区 分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費 (助成に要する経費)	5 算定方法
民有地マッチング事業			民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等	第1欄に定める施設等ごとに、第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と、第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額を交付額とする。 ただし、この場合において算定された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
・土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	6,610千円以内	自治体		
・整備候補地等の確保支援	5,410千円以内	自治体		
・地域連携コーディネーターの配置支援	5,290千円以内	1か所		

※補助単価は、県予算の範囲内で設定を行うことができることとする。

※離島振興法(昭和28年法律第72号)及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく離島に所在する施設の場合は、第5欄により算出された額に0.08を乗じて得た額を加算することができることとする。
ただし、この場合において算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

その5 事業メニュー名:介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

※第2欄の補助単価については、別途知事が定めるものとする。

1 区 分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費 (助成に要する経費)	5 算定方法
・簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	5,100千円	知事が認めた台数(定員数を上限とする)	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用等を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	第1欄に定める施設等ごとに、第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と、第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じた額を交付額とする。 ただし、この場合において算定された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
ゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業				
・ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1,180千円	1か所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用等を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
・従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	7,070千円	1か所		
・家族面会室の整備等経費支援	4,130千円	施設・事業所		

・多床室の個室化に要する改修費 支援事業	1,160千円	定員数	多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用等を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	第1欄に定める施設等ごとに、第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数に乗じて得た額の合計額と、第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じた額を交付額とする。 ただし、この場合において算定された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
-------------------------	---------	-----	--	---

※補助単価は、県予算の範囲内で設定を行うことができることとする。

※離島振興法(昭和28年法律第72号)及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく離島に所在する施設の場合は、第5欄により算出された額に0.08を乗じて得た額を加算することができることとする。

ただし、この場合において算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

その6 事業メニュー名:介護職員の宿舎施設整備事業

1 区 分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費 (助成に要する経費)	5 算定方法
介護職員の宿舎施設整備事業			特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備(宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用等を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	第1欄に定める施設等ごとに、第2欄に定める配分基準により算定した額と、第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。 ただし、この場合において算定された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
・特別養護老人ホーム	介護職員1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	1／3		
・介護老人保健施設				
・介護医療院				
・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
・認知症高齢者グループホーム				
・小規模多機能型居宅介護事業所				
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所				
・看護小規模多機能型居宅介護事業所				
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				

※離島振興法(昭和28年法律第72号)及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく離島に所在する施設の場合は、第5欄により算出された額に0.08を乗じて得た額を加算することができることとする。

ただし、この場合において算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別記

第1号様式(第3条関係)

番 号
年 月 日

鹿児島県知事

殿

住所

(申請者)

氏名

年度鹿児島県地域介護基盤整備事業費補助金交付申請書

年度において鹿児島県地域介護基盤整備事業を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び鹿児島県地域介護基盤整備事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業メニュー名 ()

2 補助金交付申請額 金 円

3 関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 申請額算出内訳書
- (3) 収入支出予算書
- (4) その他必要とする書類

第2号の1様式(第3条, 第6条関係)

年度鹿児島県地域介護基盤整備事業費補助金事業(変更)計画書

1 地域密着型サービス等整備等助成事業

施設の種類	施設名	補助金 交付申請額(円)	備 考
合 計			

(注1)変更申請の場合, 下段に前回申請した内容を記載し, 変更部分においては上段に()書きで変更後の額を記載すること。

(注2)細メニューの「介護施設等の合築等」,「空き家を活用した整備」,「介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備」,「災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備」,「災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備」を実施する場合は, 備考欄にその旨記載すること。

2 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

施設の種類	施設名	補助金 交付申請額(円)	備 考
合 計			

(注1)変更申請の場合, 下段に前回申請した内容を記載し, 変更部分においては上段に()書きで変更後の額を記載すること。

(注2)細メニューの「既存施設のユニット化改修」,「特養(多床室)のプライバシー保護のための改修」,「介護施設等の看取り環境の整備」,「共生型サービス事業所の整備」を実施する場合は, 備考欄にその旨記載すること。

第2号の2様式(第3条, 第6条関係)

事業(変更)計画書

1 対象施設の概要

(1)施設の種類

(2)施設の名称

(3)住 所

(4)実施主体

(5)入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合 計
人	人	人

(6)開設(増員)予定年月日
年 月 日

2 開設準備経費等に係る事業計画

(1)事業実施状況

実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
実施概要	

(2)経費支出予定額内訳

(単位:円)

経費区分	対象経費 支出予定額	積算内訳
合 計		

(注1)変更申請においては, 前回提出した内容と同一の内容を記載し, 今回の変更部分においては, 上段に()書きで変更後の内容を記載すること。

(注2)経費区分においては, 別表その3の対象経費に記載の需用費, 使用料, 賃借料, 備品購入費, 報酬, 給料, 職員手当等, 共済費, 賃金, 旅費, 役務費等の区分により記載すること。

事業(変更)計画書

1 対象事業の概要

(1)事業区分

(2)実施主体

(3)計画

ア 土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援

- ・ 施設整備候補地等計画数(か所)
- ・ 介護施設等整備法人計画数(施設・事業所数及び施設等の定員数)
- ・ マッチング計画数(か所)

イ 整備候補地等の確保支援

- ・ 施設整備候補地確保計画数(か所)

ウ 地域連携コーディネーターの配置支援

- ・ 配置場所
- ・ 配置主体
- ・ 配置人数(人)

2 民有地マッチング事業に係る事業計画

(1)取組・事業内容

実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
取組・事業概要	

(2)経費支出予定額内訳

(単位:円)

経費区分	対象経費 支出予定額	積算内訳
合 計		

(注1)変更申請においては, 前回提出した内容と同一の内容を記載し, 今回の変更部分においては, 上段に()書きで変更後の内容を記載すること。

(注2)経費区分においては, 別表その4の対象経費に記載の賃金, 旅費, 謝金, 会議費, 印刷製本費, 備品購入費等の区分により記載すること。

第2号の4様式(第3条, 第6条関係)

年度鹿児島県地域介護基盤整備事業費補助金事業(変更)計画書

1 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

(1) 簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業

施設の種類	施設名	補助金 交付申請額(円)	定員	設置 台数(台)
合 計				

(注1)変更申請の場合, 下段に前回申請した内容を記載し, 変更部分においては上段に()書きで変更後の額を記載すること。

(2) ゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業

施設の種類	施設名	補助金 交付申請額(円)	備 考
合 計			

(注1)変更申請の場合, 下段に前回申請した内容を記載し, 変更部分においては上段に()書きで変更後の額を記載すること。

(注2)備考欄には「ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置」、「従来型個室・多床室のゾーニング」、「家族面会室の整備等」のいずれか実施する事業を記載すること。

(3) 多床室の個室化に要する改修費支援事業

施設の種類	施設名	補助金 交付申請額(円)	改修により 個室となる定員
合 計			

(注1)変更申請の場合, 下段に前回申請した内容を記載し, 変更部分においては上段に()書きで変更後の額を記載すること。

2 介護職員の宿舎施設整備事業

施設の種類	施設名	補助金 交付申請額(円)	介 護 職員数	宿舎 定員
合 計				

(注1)変更申請の場合, 下段に前回申請した内容を記載し, 変更部分においては上段に()書きで変更後の額を記載すること。

第3号様式（第3条、第6条関係）

年度鹿児島県地域介護基盤整備事業費補助金申請額（変更）算出内訳書

1 地域密着型サービス等整備等助成事業

I 地域密着型サービス等整備等助成事業														(単位：円)	
No.	施設等種別	施設等の名称	設置主体	設置場所	総事業費	対象経費の 実支出額	寄付金その他の 収入額	差引額 D (A－C)	単位	補助単価	補助基準額 G (E×F)	補助金所要額 H	備 考		
1					A	B	C	(A－C)	E	F	(E×F)	H			
2															
3															
4															
合 計															

(注1) 計画に記載された施設等のうち、当該年度に整備する施設等について記入すること。

(注2) E欄には、「別表その1」の第3欄に定める単位の数を記入すること。

(注3) 補助金所要額欄には、各施設等種別ごとに所要額を記入することとし、補助金所要額はB欄、D欄及びG欄の額を比較して最も低い額とすること。

(注4) 変更申請の場合、下段に前回申請した内容を記載し、変更部分においては、上段に()書きで変更後の額を記載すること。

(注5) 細メニューの「介護施設等の合案等」、「空き家を活用した整備」、「介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備」、「災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の築整備」、「災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備」を実施する場合は、備考欄にその旨記載すること。

2 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

2 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業														(単位：円)
No.	施設等種別	施設等の名称	設置主体	設置場所	総事業費	対象経費の 実支出額	寄付金その他の 収入額	差引額 D (A－C)	単位	補助単価 F	補助基準額 G (E×F)	補助金所要額 H	備 考	
1					A	B	C	(A－C)	E	F	(E×F)	H		
2														
3														
4														
合 計														

(注1) 計画に記載された施設等のうち、当該年度に整備する施設等について記入すること。

(注2) E欄には、「別表その2」の第3欄に定める単位の数を記入すること。

(注3) 補助金所要額欄には、各施設等種別ごとに所要額を記入することとし、補助金所要額はB欄、D欄及びG欄の額を比較して最も低い額とすること。

(注4) 変更申請の場合、下段に前回申請した内容を記載し、変更部分においては、上段に()書きで変更後の額を記載すること。

(注5) 細メニューの「既存施設のユニット化改修」、「特養（多床室）のプライバシー保護のための改修」、「介護施設等の看取り環境の整備」、「共生型サービス事業所の整備」を実施する場合は、備考欄にその旨記載すること。

3 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

(単位：円)

No.	施設等種別	施設等の名称	設置主体	設置場所	総事業費	対象経費の 実支出額	寄付金その他の 収入額	差引額 D (A－C)	単位	補助単価 F	補助基準額 G (E×F)	補助金所要額 H	備 考
1					A	B	C	(A－C)	E	F	(E×F)	H	
2													
3													
4													
合 計													

(注1) E欄には、「別表その3」の第3欄に定める単位の数を記入すること。
(注2) 補助金所要額欄には、各施設等種別ごとに所要額を記入することとし、補助金所要額はB欄、D欄及びG欄の額を比較して最も低い額とすること。
(注3) 変更申請の場合、下段に前回申請した内容を記載し、変更部分においては、上段に()書きで変更後の額を記載すること。
(注4) 細メニューの「介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入」を実施する場合は、備考欄にその旨記載すること。

4 民有地マッチング事業

(単位：円)

No.	事業区分	実施主体	設置主体	実施場所 設置場所	総事業費	対象経費の 実支出額	寄付金その他の 収入額	差引額 D (A－C)	単位	補助単価 F	補助基準額 G (E×F)	補助金所要額 H	備 考
1					A	B	C	(A－C)	E	F	(E×F)	H	
2													
合 計													

(注1) E欄には、「別表その4」の第3欄に定める単位の数を記入すること。
(注2) 補助金所要額欄には、各事業区分ごとに所要額を記入することとし、補助金所要額はB欄、D欄及びG欄の額を比較して最も低い額とすること。
(注3) 変更申請の場合、下段に前回申請した内容を記載し、変更部分においては、上段に()書きで変更後の額を記載すること。

5 介護施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業

No.	施設等種別	施設等の名称	設置主体	設置場所	総事業費	対象経費の 実支出額	寄付金その他の 収入額	差引額 D (A－C)	設置 台数	補助単価 F	補助基準額 G (E×F)	補助率 H	補助金所要額 I	備 考
1					A	B	C	(A－C)	E	F	(E×F)	H		
2														
3														
合 計														

(注1) E欄には「別表その5」の第3欄に定める単位の数を記入すること。

(注2) 補助金所要額欄には、各施設等種別ごとに所要額を記入することとし、補助金所要額はB欄、D欄及びG欄の額を比較して最も低い額をH欄の補助率を乗じた額とすること。

(注3) 変更申請の場合、下段に前回申請した内容を記載し、変更部分においては、上段に（ ）書きで変更後の額を記載すること。

(注4) 備考欄には、「簡易陰圧装置の設置」、「ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置」、「従来型個室・多床室のゾーニング」、「家族面会室の整備等」、「多床室の個室化に要する改修」のいずれか実施する事業を記載すること。

6 介護職員の宿舎施設整備に係る支援事業

No.	施設等種別	施設等の名称	設置主体	設置場所	総事業費	対象経費の 実支出額	寄付金その他の 収入額	差引額 D (A－C)	補助基準額 E	補助金所要額 F	備 考
1					A	B	C	(A－C)	E	F	
2											
3											
合 計											

(単位：円)

(注1) 補助金所要額欄には、各施設等種別ごとに所要額を記入することとし、補助金所要額はB欄、D欄及びE欄の額を比較して最も低い額を「別表その6」の第3欄に定める補助率を乗じて得た額とすること。

(注2) 変更申請の場合、下段に前回申請した内容を記載し、変更部分においては、上段に（ ）書きで変更後の額を記載すること。

第4号様式(第3条, 第6条関係)

(変 更) 収 入 支 出 予 算 書

1 収 入

項 目	予算額(円)	備 考
県費補助金		
計		

2 支 出

項 目	予算額(円)	備 考
計		

(注)変更申請においては, 前回提出した内容と同一の内容を記載し, 今回の変更部分においては, 上段に()書きで変更後の内容を記載すること。

第5号様式(第4条関係)

番 号
年 月 日

殿

住所
(補助事業者)
氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度鹿児島
県地域介護基盤整備事業費補助金に係る仕入れ控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業メニュー名 ()
- 2 施設の種類及び名称
- 3 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定に
よる確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額
(要交付金返還相当額)
金 円
- 5 添付書類
4の消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の積算内訳等

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

年度鹿児島県地域介護基盤整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け(第 号)で申請のあった 年度鹿児島県地域介護基盤整備事業費補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり交付することに決定しました。

記

1 補助金の額 金 円
(内訳)

(1)地域密着型サービス等整備等助成事業

施設の種類の	施設名	補助金所要額(円)	備 考
合 計			

(2)既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

施設の種類の	施設名	補助金所要額(円)	備 考
合 計			

(3)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

施設の種類の	施設名	補助金所要額(円)	備 考
合 計			

(4)民有地マッチング事業

事業の種類の	実施場所・設置場所	補助金所要額(円)	備 考
合 計			

(5)介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

施設の種類の	施設名	補助金所要額(円)	備 考
合 計			

(6)介護職員の宿舎施設整備事業

事業の種類の	実施場所・設置場所	補助金所要額(円)	備 考
合 計			

2 交付の条件

鹿児島県地域介護基盤整備事業費補助金交付要綱第4条のとおり

第7号様式(第6条関係)

番 号
年 月 日

鹿児島県知事

殿

住所
(申請者)
氏名

年度鹿児島県地域介護基盤整備事業費補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度鹿児島県地域介護基盤整備事業を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7条及び鹿児島県地域介護基盤整備事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業メニュー名 ()

2 補助金交付申請額 — 金 — 円
(うち前回までの申請額 金 円)

3 計画変更の理由

4 関係書類

- (1) 事業変更計画書
- (2) 申請額変更算出内訳書
- (3) 変更収入支出予算書
- (4) その他必要とする書類

第8号様式(第6条関係)

番
号
年 月 日

殿

鹿児島県知事



年度鹿児島県地域介護基盤整備事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付け(第 号)で申請のあった 年度鹿児島県地域介護基盤整備事業の変更については, 鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認します。

事業メニュー名 ()

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事



年度鹿児島県地域介護基盤整備事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け(第 号)で申請のあった 年度鹿児島県地域介護基盤整備事業費の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

1 補助金の額 金 円
(内訳)

(1)地域密着型サービス等整備等助成事業

施設の種類の	施設名	補助金所要額(円)	備 考
合 計			

(2)既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

施設の種類の	施設名	補助金所要額(円)	備 考
合 計			

(3)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

施設の種類の	施設名	補助金所要額(円)	備 考
合 計			

(4)民有地マッチング事業

事業の種類の	実施場所・設置場所	補助金所要額(円)	備 考
合 計			

(5)介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

施設の種類の	施設名	補助金所要額(円)	備 考
合 計			

(6)介護職員の宿舎施設整備事業

事業の種類の	実施場所・設置場所	補助金所要額(円)	備 考
合 計			

2 交付の条件

鹿児島県地域介護基盤整備事業費補助金交付要綱第4条のとおり

鹿児島県知事

殿

住所

(補助事業者)

氏名

年度鹿児島県地域介護基盤整備事業による事業進捗状況報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき 年度鹿児島県地域介護基盤整備事業に係る事業進捗状況を鹿児島県補助金等交付規則第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 地域密着型サービス施設等整備等助成事業

施設名 (施設等種別)	設置主体	創設・増床 の 別	補助額 (A)	12月末日ま での出来高 (B)	3月末日ま での出来高 (C)	繰越見込高 (D)=100-(C)	繰越見込額 (E)=(A)× (D)	備 考
			円	%	%	%	円	

※翌年度への繰越が見込まれる場合は、「備考」欄に繰越理由を具体的に記入すること。

2 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

施設名 (施設等種別)	設置主体	補助額 (A)	12月末日ま での出来高(B)	3月末日ま での出来高 (C)	繰越見込高 (D)=100-(C)	繰越見込額 (E)=(A)×(D)	備 考
		円	%	%	%	円	

※翌年度への繰越が見込まれる場合は、「備考」欄に繰越理由を具体的に記入すること。

3 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

施設名 (施設等種別)	設置主体	補助額(円)	開設予定 年 月 日	備 考

4 民有地マッチング事業

事業区分	設置主体	補助額(円)	終了予定 年 月 日	備 考

※翌年度への繰越が見込まれる場合は、「備考」欄に繰越理由を具体的に記入すること。

5 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

施設名 (施設等種別)	設置主体	補助額 (A)	12月末日ま での出来高(B)	3月末日ま での出来高 (C)	繰越見込高 (D)=100-(C)	繰越見込額 (E)=(A)×(D)	備 考
		円	%	%	%	円	

※翌年度への繰越が見込まれる場合は、「備考」欄に繰越理由を具体的に記入すること。

6 介護職員の宿舎施設整備事業

施設名 (施設等種別)	設置主体	補助額 (A)	12月末日ま での出来高(B)	3月末日ま での出来高 (C)	繰越見込高 (D)=100-(C)	繰越見込額 (E)=(A)×(D)	備 考
		円	%	%	%	円	

※翌年度への繰越が見込まれる場合は、「備考」欄に繰越理由を具体的に記入すること。

第11号様式(第9条関係)

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所
(申請者)
氏名

年度鹿児島県地域介護基盤整備事業事前着手承認申請書

年度において下記の理由により事業を早期に実施したいので、承認くださるよう申請します。

記

- 1 事業着手の理由
- 2 事業メニュー名
- 3 事業箇所
- 4 事業費
- 5 事業概要
- 6 着手予定年月日
- 7 完成予定年月日

第12号様式(第9条関係)

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事



年度鹿児島県地域介護基盤整備事業事前着手承認通知書

年 月 日付け(第 号)で申請のあった 年度鹿児島県地域介護基盤整備事業は、下記条件を付して申請のとおり着手されることを承認します。

記

事業メニュー名 ()

条 件

- 1 当該事業の全部、又は一部が補助の対象とならなかった場合において、異議の申立てはしないこと。
- 2 事前執行であっても、関係法令・規則等を遵守すること。

第13号様式(第10条関係)

番 号
年 月 日

鹿児島県知事

殿

住所

(補助事業者)

氏名

年度鹿児島県地域介護基盤整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき 年度鹿児島県地域介護基盤整備事業を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第13条及び鹿児島県地域介護基盤整備事業費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 事業メニュー名 ()

2 補助金交付予定額 金 円

3 補助金精算額 金 円

4 関係書類

- (1) 事業実績書
- (2) 精算額算出内訳書
- (3) 収入支出決算書
- (4) その他必要とする書類

第14号の1様式(第10条関係)

年度鹿児島県地域介護基盤整備事業費補助金事業実績書

1 地域密着型サービス整備等助成事業

施設の種類	施設名	補助金精算額(円)	備 考
合 計			

(注)細メニューの「介護施設等の合築等」、「空き家を活用した整備」、「介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備」、「災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備」、「災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備」を実施する場合は、備考欄にその旨記載すること。

2 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

施設の種類	施設名	補助金精算額(円)	備 考
合 計			

(注)細メニューの「既存施設のユニット化改修」、「特養(多床室)のプライバシー保護のための改修」、「介護施設等の看取り環境の整備」、「共生型サービス事業所の整備」を実施する場合は、備考欄にその旨記載すること。

事業実績書

1 対象施設の概要

(1)施設の種類

(2)施設の名称

(3)住 所

(4)実施主体

(5)入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合 計
人	人	人

(6)開設(増員)年月日
年 月 日

2 開設準備経費等に係る事業内容

(1)事業実施状況

実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
実施概要	

(2)経費支出済額内訳

(単位:円)

経費区分	対象経費 支出済額	積算内訳
合 計		

(注)経費区分においては、別表その3の対象経費に記載の需用費、使用料、賃借料、備品購入費、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費等の区分により記載すること。

事業実績書

1 対象事業の概要

(1)事業区分

(2)実施主体

(3)実績

ア 土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援

- ・施設整備候補地等応募数(か所)
- ・整備候補地等選定数(か所)
- ・介護施設等整備法人等応募数(施設・事業所数及び施設等の定員数)
- ・介護施設等整備法人等選定数(施設・事業所数及び施設等の定員数)
- ・マッチング数(か所)
- ・整備決定数(か所)

イ 整備候補地等の確保支援

- ・施設整備地確保数(か所)

ウ 地域連携コーディネーターの配置支援

- ・配置場所
- ・配置主体
- ・配置人数(人)

2 民有地マッチング事業に係る事業内容

(1)取組・事業内容

実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
取組・事業概要	

(2)経費支出済額内訳

(単位:円)

経費区分	対象経費 支出済額	積算内訳
合 計		

(注)経費区分においては、別表その4の対象経費に記載の賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等の区分により記載すること。

第14号の4様式(第10条関係)

年度鹿児島県地域介護基盤整備事業費補助金事業実績書

1 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

(1) 簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業

施設の種類	施設名	補助金 交付精算額(円)	定員	設置 台数(台)
合 計				

(2) ゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業

施設の種類	施設名	補助金 交付精算額(円)	備 考
合 計			

(注)備考欄には「ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置」、「従来型個室・多床室のゾーニング」、「家族面会室の整備等」のいずれか実施した事業を記載すること。

(3) 多床室の個室化に要する改修費支援事業

施設の種類	施設名	補助金 交付精算額(円)	改修により 個室となる定員
合 計			

2 介護職員の宿舎施設整備事業

施設の種類	施設名	補助金 交付精算額(円)	介 護 職員数	宿舎定員
合 計				

年度鹿児島県地域介護基盤整備事業費補助金精算額算出内訳書

1 地域密着型サービス等整備等助成事業

(単位：円)																	
No.	施設等種別	施設等の名称	設置主体	設置場所	総事業費	対象経費の 実支出額	寄付金その 他の収入額	差引額 D (A－C)	単位	補助単価 F (E×F)	補助基礎額 G (E×F)	補助金所要額 H	補助金 交付決定額 I	補助金 受入済額 J	差引過 △不足額 K (I－H)	備 考	
1					A	B	C	(A－C)	E	F	(E×F)	H	I	J	/		
2																	
3																	
4																	
合 計				/						/			/				

(注1) 計画に記載された施設等のうち、当該年度に整備する施設等について記入すること。

(注2) E 欄には、「別表その1」の第3 欄に定める単位の数を記入すること。

(注3) 補助金所要額欄には、各施設等種別ごとに所要額を記入することとし、補助金所要額はB 欄、D 欄及びG 欄の額を比較して最も低い額とすること。

(注4) 細メニューの「介護施設等の合算等」、「空き家を活用した整備」、「介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備」、「災害レドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備」、「災害イエロゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備」を実施する場合は、備考欄にその旨記載すること。

2 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

No.	施設等種別	施設等の名称	設置主体	設置場所	総事業費 A	対象経費の 実支出額 B	寄付金その 他の収入額 C	差引額 D (A－C)	単位 E	補助単価 F	補助基礎額 G (E×F)	補助金所要額 H	補助金 交付決定額 I	補助金 受入済額 J	差引過 △不足額 K (I－H)	備 考	
1																	
2																	
3																	
4																	
合 計																	

(注1) 計画に記載された施設等のうち、当該年度に整備する施設等について記入すること。

(注2) E 欄には、「別表その2」の第3 欄に定める単位の数を記入すること。

(注3) 補助金所要額欄には、各施設等種別ごとに所要額を記入することとし、補助金所要額はB 欄、D 欄及びG 欄の額を比較して最も低い額とすること。

(注4) 細メニューの「既存施設のユニット化改修」、「特養（多床室）のフライングベジー保護のための改修」、「介護施設等の看取り環境の整備」、「共生型サービス事業所の整備」を実施する場合は、備考欄にその旨記載すること。

3 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

3 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業																
No.	施設等種別	施設等の名称	設置主体	設置場所	総事業費	対象経費の 実支出額	寄付金その 他の収入額	差引額 D (A－C)	単位	補助単価 F	補助基準額 G (E×F)	補助金所要額 H	補助金 交付決定額 I	補助金 受入済額 J	差引過 △不足額 K (I－H)	備 考
1					A	B	C	D (A－C)	E	F	(E×F)	H	I	J	(I－H)	
2																
3																
4																
合 計																

(注 1) 計画に記載された施設等のうち、当該年度に整備する施設等について記入すること。
(注 2) E 欄には、「別表その 3」の第 3 欄に定める単位の数を記入すること。
(注 3) 補助金所要額欄には、各施設等種別ごとに所要額を記入することとし、補助金所要額は B 欄、D 欄及び G 欄の額を比較して最も低い額とすること。
(注 4) 細メニューの「介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT の導入」を実施する場合は、備考欄にその旨記載すること。

4 民有地マッピング事業

（単位：円）																
No.	事業区分	実施主体	設置主体	実施場所 設置場所	総事業費	対象経費の 実支出額	寄付金その 他の収入額	差引額 D (A－C)	単位	補助単価 F	補助基準 額 G (E×F)	補助金所要額 H	補助金 交付決定額 I	補助金 受入済額 J	差引過 △不足額 K (I－H)	備 考
1					A	B	C		E	F	(E×F)	H	I	J		
2																
合 計																

(注 1) E 欄には、「別表その 4」の第 3 欄に定める単位の数を記入すること。
(注 2) 補助金所要額欄には、各事業区分ごとに所要額を記入することとし、補助金所要額は B 欄、D 欄及び G 欄の額を比較して最も低い額とすること。

5 介護施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業

5 介護施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業																	
No.	施設等種別	施設等の名称	設置主体	設置場所	総事業費	対象経費の 実支出額	寄付金その 他の収入額	差引額 D (A－C)	設置 台数	補助単価 F	補助基準額 G (E×F)	補助率 H	補助金所要額 I	補助金 交付決定額 J	補助金 受入済額 K	差引過 △不足額 L (J－K)	備 考
1					A	B	C	(A－C)	E	F	(E×F)	H					
2																	
3																	
合 計																	

(注1) E 欄には「別表その5」の第3 欄に定める単位の数を記入すること。

(注2) 補助金所要額欄には、各施設等種別ごとに所要額を記入することとし、補助金所要額はB 欄、D 欄及びG 欄の額を比較して最も低い額にH 欄の補助率を乗じた額とすること。

(注3) 備考欄には、「簡易陰圧装置の設置」、「ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置」、「従来型個室・多床室のゾーニング」、「家族面会室の整備等」、「多床室の個室化に要する改修」のいずれか実施した事業を記載すること。

6 介護職員の宿舍施設整備に係る支援事業

6 介護職員の宿舎施設整備に係る支援事業														
No.	施設等種別	施設等の名称	設置主体	設置場所	総事業費	対象経費の 実支出額	寄付金その 他の収入額	差引額 D (A－C)	補助基準額 E	補助金所要額 F	補助金交付決定額 G	補助金 受入済額 H	差引過 △不足額 I (G－F)	備 考
1					A	B	C	(A－C)	E	F	G	H	(G－F)	
2														
3														
合 計														

(注1) 補助金所要額欄には、各施設等種別ごとに所要額を記入することとし、補助金所要額はB 欄、D 欄及びE 欄の額を比較して最も低い額に「別表その6」の第3 欄に定める補助率を乗じて得た額とすること。

第16号様式(第10条関係)

収 入 支 出 決 算 書

1 収 入 (単位:円)

項 目	精算額	予算額	増 減	備 考
県費補助金				
計				

2 支 出 (単位:円)

項 目	精算額	予算額	増 減	備 考
計				

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事



年度鹿児島県地域介護基盤整備事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付け(第 号)で実績報告のあった 年度鹿児島県地域介護基盤整備事業費補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおり確定しました。

記

交付確定額 金 円

(内訳)

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

施設の種類	施設名	補助金所要額(円)	備 考
合	計		

(2) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

施設の種類	施設名	補助金所要額(円)	備 考
合	計		

(3) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

施設の種類	施設名	補助金所要額(円)	備 考
合	計		

(4) 民有地マッチング事業

事業の種類	実施場所・設置場所	補助金所要額(円)	備 考
合	計		

(5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

施設の種類	施設名	補助金所要額(円)	備 考
合	計		

(6) 介護職員の宿舎施設整備事業

施設の種類	施設名	補助金所要額(円)	備 考
合	計		

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所
(補助事業者)
氏名

年度鹿児島県地域介護基盤整備事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付確定(決定)通知書に基づく 年
度鹿児島県地域介護基盤整備事業費補助金を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付規則
第16条の規定により下記のとおり請求します。

記

事業メニュー名 ()

今回請求金額 金 円

総 額	
前回までの交付額	
今 回 請 求 額	
未 請 求 額	

<振込先>

金 融 機 関 名	
本 ・ 支 店 名	本 ・ 支店
当 座 ・ 普 通 区 分	当座 ・ 普通
口 座 番 号	
預 金 口 座 名 義 人	
口 座 名 (カ タ カ ナ)	

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所
(申請者)
氏名

年度鹿児島県地域介護基盤整備事業費補助金概算払申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった 年度鹿児島県地域介護基盤整備事業費補助金を鹿児島県補助金等交付規則第16条及び鹿児島県地域介護基盤整備事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり概算払くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業メニュー名 ()

2 概算払申請額 金 円

事業費	補助金	概算払受領済額	今回申請額	残 額

3 概算払を必要とする理由